主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

最高裁判所が抗告に関して裁判権をもつのは、訴訟法において特に最高裁判所に 抗告を申し立てることを許した場合に限られ、民事事件については、民訴四一九条 ノニに定められている抗告のみが右の場合に当る。ところが、本件抗告理由中違憲 をいう部分は、原審が良心に反し裁判をした事実を認むべき証拠がないから、その 前提を欠くものというべく、その余の論旨は単なる法令違背の主張にとどまり、す べて前記法条所定の場合に当らないと認められるから、本件抗告を不適法として却 下し、抗告費用は抗告人の負担とすべきものとし、主文のとおり決定する。

## 昭和三四年三月五日

## 最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	高	木	常	七
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	λ	江	俊	郎
裁判官	下 飯	坂 坂	潤	夫